

矢吹町国土強靱化地域計画

令和3年 3月

矢 吹 町

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	2
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章	矢吹町の概要	4
1	矢吹町の概要	4
2	矢吹町における災害	5
第4章	脆弱性の評価	7
1	評価の枠組み及び手順	7
第5章	強靱化の推進方針	11
1	推進方針の策定と具体的内容	11
2	推進方針と具体的内容	11
第6章	計画の推進	36
1	推進体制	36
2	進捗管理及び見直し	36
【別紙1】 「脆弱性の評価」		
【別紙2】 推進施策の具体的な事業		
【別紙3】 矢吹町国土強靱化地域計画 個別事業計画		
【別紙3－1】 推進方針に対応する具体的事業 整理対照表		

〈第1章 はじめに〉

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内外の広い範囲で多数の死者、行方不明者が発生した。

当町においても最大震度6弱を記録し、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に大きな被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により、誰も経験したことがない、目に見えない放射能に対する様々な対応に迫られた。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。これを受け福島県においても、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」が策定された。

本町においても、東日本大震災や令和元年東日本台風等から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「矢吹町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための策定するものであり、町の最上位計画である「第6次矢吹町まちづくり総合計画」や「矢吹町まちひとしごと創生人口ビジョン」「矢吹町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の後期計画期間の令和5（2023）年度までの4年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

〈第2章 基本的な考え方〉

1 基本目標

国、県の基本計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、本町の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- ・国、県、近隣市町村、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、防災力の向上に取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国、県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人口減少や少子高齢化、交通事情等、地区ごとの特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

〈第3章 矢吹町の概要〉

1 矢吹町の概要

当町は、福島県の南部、北緯 37.12 東経 140.20 に位置し、総面積は 60.40 km²で、ほとんどならかな地形をなしています。三方を阿武隈川、隈戸川、泉川が流れ、羽鳥ダムの水を利用した農地が町の面積の半分以上を占めています。

空港・高速道路・鉄道の交通体系に恵まれているほか、町内を国道４号が通り、主要地方道４本が集結するなど、南東北の玄関口として、産業・流通ともに重要な役割を担っています。特に東北自動車道～福島空港～磐越自動車道を結ぶ高速交通ネットワーク「あぶくま高原道路」を形成したことにより、各地域へのアクセスが充実しています。

県内の地域区分でいうと中通り南部の県南地域に位置しており、交通利便性などから地域の中心となる白河市を補完する拠点としての役割を担っています。

町の人口は平成6年をピークに徐々に減少に転じ、2015年（平成27年）国勢調査によると17,370人、住民基本台帳によると令和2年4月1日現在 16,866人となっています。

近年人口が減少する一方で、世帯数は増加の傾向がみられます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により震災直後は世帯数が一時減少しましたが、核家族化の進行により、令和2年4月1日現在、6,037世帯、1世帯あたりの人数は2.79人となっています。これは、単身世帯や、夫婦のみ世帯の増加等が考えられ、世帯規模の縮小が背景にあります。また、国勢調査によると、65歳以上の1人暮らし世帯数は調査ごとに増加しており、今後も少子高齢社会の進行とともに世帯あたりの人数の減少が続くと考えられ今後のまちづくりにおいて、人口減少、少子高齢社会に対応した柔軟なまちづくりを行っていく必要があります。



2 矢吹町における災害

この計画において想定する災害は、国土強靱化基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の地理的条件を考慮し、過去において発生した災害の被害状況等を勘案の上、概ね次のとおりとする。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
地震		福島県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊
台風 梅雨前線 豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	阿武隈川、泉川、隈戸川の氾濫等
	土砂災害	記録的な大雨や地震による土砂災害	幹線道路等の寸断、施設の倒壊等
雪害		記録的な大雪による雪害	幹線道路等の通行支障等
大規模火災		住宅密集地にて強風等による大火	住宅密集地における大火等
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

◇過去に発生した町内の被害状況（写真）

（平成 23 年 3 月東日本大震災）



主なる災害の発生状況

(矢吹町地域防災計画より)

発生年月日	災害の発生状況及び被害
昭和 61 年 8 月 5 日	阿武隈川、隈戸川豪雨災害、浸水被害
平成 4 年 4 月 29 日	大規模火災 寺内 680 住宅 5 棟全焼 焼失面積 615 m ²
平成 10 年 8 月 27 日	阿武隈川、隈戸川豪雨災害、浸水被害
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 午後 2 時 46 分 三陸沖を震源とした M=9.0 地震発生 町内では、震度 6 弱を観測 住 家 全壊 294 棟 大規模半壊 242 棟 半壊 1,344 棟 一部損壊 1,723 棟 住家以外 全壊 269 棟 大規模半壊 612 棟 半壊 371 棟 一部損壊 429 棟 道路、上下水道等のライフラインに大きな被害が発生した。
令和元年 10 月 12 日	令和元年東日本台風 半壊 12 戸 一部損壊 14 戸 床上浸水 11 戸 床下浸水 11 戸

(令和元年東日本台風)

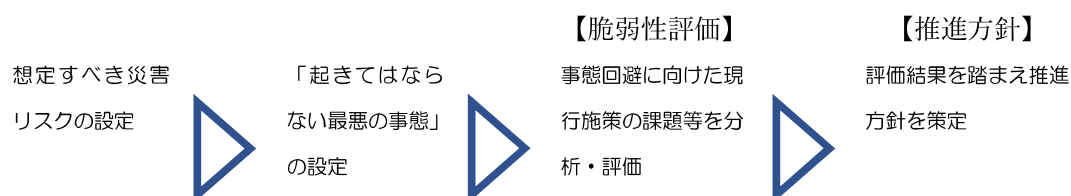
三神地区 浸水状況



〈第4章 脆弱性の評価〉

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し、強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



（１）本計画の対象とする災害リスク

本町は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

（２）「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章の2で設定したそれぞれの目標に対して、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される25の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
(1) 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
(2) 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水
(3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
(4) 暴風雪・豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

**② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

- (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- (2) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
- (3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

- (1) 災害時の治安維持等災害対応能力の強化
- (2) 町行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

- (1) 電力供給停止等による情報機器の麻痺・長期停止
- (2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

**⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）
を機能不全に陥らせない**

- (1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
- (2) 食料等の安定供給の停滞

**⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、
ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの
早期復旧を図る**

- (1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
- (2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- (3) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (4) 異常渇水等による用水の供給途絶

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	
(1)	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
(2)	有害物質の大規模流出・拡散
(3)	農地等の荒廃による被害の拡大
(4)	風評等による地域経済等への甚大な影響

⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
(1)	発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(2)	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(3)	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３）施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、第６次矢吹町まちづくり総合計画の政策分野に合わせ７分野を設定した

強靱化施策分野 ７分野	左の強靱化施策に関連する 「まちづくり総合計画」の政策分野
１． 人	健康のまちづくりを推進します。 生涯学習によって自己表現ができるまちをつくります。 文化とスポーツが盛んなまちをつくります。 交流を深め人と人とが結びつくまちをつくります。
２． 支えあい	自然と共生した環境にやさしいまちをつくります。 地域で支えあって安心して生活できるまちをつくります。 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります。
３． 子ども	子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。
４． 仕 事	産業の振興によって働く場があるまちをつくります。 農業が元気なまちをつくります。
５． くらし	安全で安心なまちをつくります。 都市計画マスタープランに基づいた街づくりを推進します。
６． 人口減少対策	将来に希望が持てるまちづくりを推進します。
７． 計画実現のために	協働のまちづくりを推進します。 まちづくり総合計画に基づいた行政運営を行います。

（４）評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「最悪の事態」を回避するための横断的な施策群を整理し、脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析、評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。評価結果は別紙１のとおりである。

〈第5章 強靱化の推進方針〉

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに策定した。

また、強靱化施策の推進方針として策定した内容は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、町に致命的なダメージを与えるものであることから、重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針と具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、以下のとおりであり、具体的な内容を推進するための個別事業については、別紙3のとおりである。

①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

①ー(1)地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等)

○地震等、大規模な災害が発生した場合、安全で安心な生活を守るため、住宅及び多くの町民等が利用する集会施設や学校などの公共建築物の耐震化・不燃化を推進し被害を未然に防ぐ。

住宅は生活の基盤として公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊や延焼等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を強化しつつ、住宅・建築物の耐震化・不燃化に係る取組を促進する。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
一般住宅耐震診断実施件数	0	2件
一般住宅耐震改修実施件数	0	2件

(町有施設（本庁舎等）の耐震化及び長寿命化)

○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有施設（本庁舎等）の建て替え、耐震化等を進め、耐震性を高め、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう取り組みを進める。

(教育施設の耐震化等)

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、教育施設の耐震化や施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

(公共施設等の長寿命化の推進)

○高度経済成長期からの人口増加と社会変化に対応するために整備してきた公共施設等が、建築年数が30年以上経過し、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、平成28年3月に策定した「矢吹町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を捉え、戦略的に管理し、中長期的な視点による建替えや更新、補修等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

(消防団の充実・強化)

○消防団は、住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や

少子高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動）のみを行う機能別消防団員（消防団 0B 団員）の活用等、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

施策に対する数値目標	令和 2 年度	令和 5 年度
消防団員数	3 1 3 人	3 3 0 人
機能別消防団員数	2 6 人	3 0 人

（公園施設の減災対策等）

○都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を担っており、防災効果を発揮できるよう災害への備えが必要であり、適切な維持管理に取り組み、都市公園等の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

（緊急輸送路等の防災・減災対策）

○緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（橋梁施設の耐震対策等）

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う” 予防保全型維持管理を取り入れ、橋梁長寿命化対策を進め、将来的な維持管理費の低減と安全性の確保を図る。

（空き家・空き地対策の推進）

○適切な管理が行われていない空き家・空き地は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家等の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、町及び地域住民等が連携し、空き家・空き地対策を推進する。

①－(2) 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(都市下水路の整備等)

○市街地等において、台風や集中豪雨などの治水対策として都市下水路等の排水設備の適正な維持管理と改修等に取り組むとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できる体制を構築する。

(河川管理施設の整備等)

○河川管理施設の整備にあたっては、耐震性に十分考慮し、改修や施設の長寿命化等について国や県と連携しながら計画的に推進する。

また、大規模自然災害に対しては迅速かつ的確な初動対応のため連携強化を図る。

(農地等の整備等)

○水田等の農地は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設である。これら農地等を適正に管理することで治水機能の維持強化を図る。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新)

○台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、町が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、水害リスク情報の提供により、避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成・更新を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

施策に対する数値目標	現状値	目標値
矢吹町防災マップの更新 (ハザードマップ)	平成 30 年 3 月発行	令和 3 年度改定

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)

○水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域住民が、「自らの命と地域は自分たちで守る。」という意識のもとに、地域における減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

①－(3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

○地震や降雨に伴うがけ崩れ等、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

○県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、危険区域を地域住民に周知するとともに、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

(土砂災害等防止施設の整備等)

○町内には土砂災害危険箇所 11 か所に点在しており、県と連携し、土砂災害等防止施設の適切な維持管理及び土砂災害等防止施設の整備を必要とする地区の整備促進のために情報共有に努める。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)【再掲】

○水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域住民が、「自らの命と地域は自分たちで守る。」という意識のもとに、地域における減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

①－(4) 暴風雪・豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化)

○道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していくとともに、沿道私有地の立ち木の倒木等により重大な支障が出る恐れもあるため、沿道の整備も合わせて検討する。また、積雪が 50 cm を超える場合となれば、電気通信施設への被害も発生する恐れがあることから、それらに対応するための体制も構築する。

①－(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災教育の推進)

○安全教育の一環として学校において、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えと状況に応じて的確な判断のもと自らの安全を確保するためにできるようにすること、災害発生時において進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら防災教育を推進する。

○地震等の災害発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的 to 実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要であり、住民に対し防災上必要な知識の普及・啓発

及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報や各種警報について周知・広報にも努める。

（住民等への情報伝達体制の強化）

○災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用や防災無線、防災ラジオ、緊急速報メール、ＳＮＳ、防災アプリ等の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

施策に対する数値目標	令和２年度	令和５年度
防災ラジオ設置数	１，６００	２，２００

（避難所の機能強化）

○現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

（福祉避難所の充実・確保）

○本町においては現在、医療法人あさひ会と災害時における福祉避難所の運営設置に関する協定を結んでいるが、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保するため、医療施設や介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

施策に対する数値目標	令和２年度	令和５年度
福祉避難所の協定締結数	１	４

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）

○大規模災害等が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動を行うため、総合防災訓練を始めとする各種の防災訓練及び、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

施策に対する数値目標	令和２年度	令和５年度
訓練の実施	０	１

（在留外国人に対する多言語による情報提供）

○在留外国人は、言語面での障壁により災害時の要配慮者となる可能性があることから、多言語行政サービスの提供や同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取組を検討する。

(自助・共助の取組促進)

○地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

(自主防災組織等の結成及び強化)

○地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう町は自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、自主防災組織の活動を促進する取組を実施し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
自主防災組織数	0	3

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

②－(1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給体制の充実・強化)

○大規模自然災害等の発生時において、応急対策活動を円滑に行うため、必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を推進するとともに、自主防災組織や町民に対し、非常持出品等の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(応急給水体制の整備)

○大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を継続して取り組むとともに、町内の湧水、井戸水等の把握に努める。

また、防災週間や防災関係行事等を通じ、自主防災組織や町民に対し、「最低3日・推奨1週間分」の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

また、水道事業者の連携・協力による給水対策や応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

(上水道施設の防災・減災対策)

○大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な給水需要を踏まえた水道施設(基幹管路・配水管や配水池等)の耐震化や更新等、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

(避難所の機能強化)【再掲】

○現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

(非常用物資の備蓄)

○大規模自然災害発生時において、必要とされる応急活動用資機材(発電機、投光機、スコ

ップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図るとともに、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行う。

今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていくとともに、自主防災組織や住民に対しても、非常用物質の備蓄に努めるよう啓発を図る。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）

○大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村、交流市町村等による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

（自助・共助の取組促進）【再掲】

○地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

○緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（迂回路となり得る農道の整備）

○農道は、農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、地域の生活道路等、多様な目的により整備されていることから、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、日頃から道路

施設の危険個所の点検調査及び防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

②ー(2) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化)【再掲】
○大規模災害等が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動を行うため、総合防災訓練を始めとする各種の防災訓練及び、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化)【再掲】
○大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村、交流市町村等による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(消防団の充実・強化)【再掲】
○消防団は、住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や少子高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動(火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動)のみを行う機能別消防団員(消防団OB団員)の活用等、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

(広域的な医療体制の充実・強化)
○災害発生時において、多くの負傷者が発生した場合、町内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があることから、広域的な医療活動の応援協力を得るため、県、関係市町村及び関係機関と連携し、医療体制の充実・強化を図る。

(災害時医療・福祉人材の確保)
○災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係医療機関及び防災関係機関との連携強化を促進するとともに、防災訓練や研修等を実施し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

(傷病者等搬送体制の確立)

○災害により、搬送経路となるべき道路交通基盤が被害を受けた場合を考慮し、複数の搬送経路を検討するとともに、ドクターヘリ離発着箇所の指定等広域搬送拠点の確保に努める。

(福祉避難所の充実・確保)【再掲】

○本町においては現在、医療法人あさひ会と災害時における福祉避難所の運営設置に関する協定を結んでいるが、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保するため、医療施設や介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

(下水道業務継続計画(BCP)の更新・見直し)

○大規模自然災害、事故等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため策定された「矢吹町下水道業務継続計画(BCP)」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
情報伝達訓練の実施	0	1

(下水道施設の維持管理)

○大規模自然災害等によって町民生活に重要なライフラインの一つである下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
汚水処理人口普及率	92.8%	94.0%

②- (3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進)

○災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

(避難所の機能強化)【再掲】

○現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環

境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

③－(1)災害時の治安維持等災害対応力の強化

(災害時の治安維持体制の検討)

○大規模災害の発生による停電、道路交通の混乱や避難に伴う空き家の増加により犯罪増加が懸念されるため、平時より警察や矢吹町防犯協会等、関係機関との連携を強化し、災害時の治安維持体制について検討を進めていく。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
合同防犯パトロール実施数	7	12

③－(2)町行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続に必要な体制の整備)

○大規模災害発生時に町役場が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、応急対応などの実施や優先度の高い業務を的確に行うため、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を作成し、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制を整備する。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
業務継続計画の策定	—	策定

(受援体制の整備)

○大規模自然災害の発生時には、町役場が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、県や他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受け入れの窓口や対象業務等を定める受援体制の整備を推進する。

(防災拠点施設の機能確保)

○大規模自然災害がいつ発生したとしても速やかに災害対策本部、水防本部立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である矢吹町役場本庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

(町有施設（本庁舎等）の耐震化及び長寿命化)【再掲】

○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行う

ため、町有施設（本庁舎等）の建て替え、耐震化等を進め、耐震性を高め、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう取り組みを進める。

（公共施設等の長寿命化の推進）【再掲】

○高度経済成長期からの人口増加と社会変化に対応するために整備してきた公共施設等が、建築年数が30年以上経過し、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、平成28年3月に策定した「矢吹町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を捉え、戦略的に管理し、中長期的な視点による建替えや更新、補修等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）【再掲】

○大規模災害等が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動を行うため、総合防災訓練を始めとする各種の防災訓練及び、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

（大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化）【再掲】

○大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

（緊急車両等に供給する燃料の確保）

○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油商業組合矢吹方部会と災害時における燃料等の供給に関する協定を締結しており、今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

④－(1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設の機能確保)【再掲】

○大規模自然災害がいつ発生したとしても速やかに、災害対策本部、水防本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である矢吹町役場本庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

(情報システムの業務継続体制（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の強化)

○大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「情報システムの業務継続計画」を早期に策定し、情報システムの業務継続の体制強化を図る。

(情報通信設備の耐災害性の強化)

○地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバ統合やクラウド化、重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

④－(2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な通信手段の確保)

○災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用のほか、携帯電話の緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信手段の確保に取り組んでいく。

(住民等への情報伝達体制の強化)【再掲】

○災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用や防災無線、防災ラジオ、緊急速報メール、ＳＮＳ、防災アプリ等の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

⑤－(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

○緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良力所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

○農道は、農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、地域の生活道路等、多様な目的により整備されていることから、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査及び防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

（橋梁施設の耐震対策等）【再掲】

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型維持管理を取り入れ、橋梁長寿命化対策を進め、将来的な維持管理費の低減と安全性の確保を図る。

（家畜伝染病対策の充実・強化）

○家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策のための各種予防注射の実施を推進するとともに、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組みについて、関係機関と連携を図る。

⑤－(2) 食料等の安定供給の停滞

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

○緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、

日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良力所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

○農道は、農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、地域の生活道路等、多様な目的により整備されていることから、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査及び防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

（食料生産基盤の整備）

○食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有している。

耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる恐れがあることから、農地の集積・集約化に向けた、「農地中間管理機構」の活用や、「ほ場整備」の実現を目指し、食料生産基盤の整備促進と安定的かつ効率的な営農を推進する。

（農業水利施設の適切な管理）

○町内の農業水利施設の多くは老朽化等による機能低下が進んでいることから、施設の適切な維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

⑥－(1) 電気・石油・ガス等の供給機能の停止

(避難所等へのLPガス供給)

○災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃からの協定内容を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化に取り組む。

(電力関係事業者との連携強化)

○大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者及び町内の電気設備事業者との連絡体制の確認、連携強化を図り、各施設の電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

(緊急車両等に供給する燃料の確保)【再掲】

○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油商業組合矢吹方部会と災害時における燃料等の供給に関する協定を締結しており、今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

(避難所の機能強化)【再掲】

○現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

⑥－(2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災・減災対策)【再掲】

○大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な給水需要を踏まえた水道施設(基幹管路・配水管や配水池等)の耐震化や更新等、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

（下水道業務継続計画（BCP）の更新、見直し）【再掲】

○大規模自然災害、事故等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため策定された「矢吹町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

（下水道施設の維持管理）【再掲】

○大規模自然災害等によって町民生活に重要なライフラインの一つである下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

（農業集落排水施設の整備等）

○農業集落排水施設の最適化構想をもとに、各地区の集落排水施設について、安定的な能力を発揮するために、計画的な改築・更新をすすめ、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全や公共用水域の水質保全を促進する。

⑥ー(3) 地域交通ネットワークが分断する事態

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

○緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

○農道は、農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、地域の生活道路等、多様な目的により整備されていることから、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査及び防災・減災の観点からも計画的な整備を推進する。

(橋梁施設の耐震対策等)【再掲】

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型維持管理を取り入れ、橋梁長寿命化対策を進め、将来的な維持管理費の低減と安全性の確保を図る。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)【再掲】

○地震や降雨に伴うがけ崩れ等、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

○県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、危険区域を地域住民に周知するとともに、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化)【再掲】

○道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していくとともに、沿道私有地の立ち木の倒木等により重大な支障が出る恐れもあるため、沿道の整備も合わせて検討する。また、積雪が 50 cm を超える場合となれば、電気通信施設への被害も発生する恐れがあることから、それらに対応するための体制も構築する。

(地域交通の確保)

○鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域交通の維持・確保のための取組を推進する。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
行き活きタクシー登録者数	242人	300人

⑥－(4)異常渇水等による用水の供給途絶

(渇水時における情報共有体制の確保)

○渇水が発生した際、町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

（農業用水の渇水対策）

○異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施できるよう関係機関との情報共有を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

⑦制御不能な二次災害を発生させない

⑦ー(1)ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の適切な管理)【再掲】

○町内の農業水利施設の多くは老朽化等による機能低下が進んでいることから、施設の適切維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

(農業用ため池の防災・減災対策)

○老朽化が進み堤体の改修が必要とされる農業用ため池について、調査改修を行い、農業用水の確保及び防災・減災対策の推進を図る。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)【再掲】

○地震や降雨に伴うがけ崩れ等、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

○県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、危険区域を地域住民に周知するとともに、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

⑦ー(2)有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

○災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業所における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境(大気・排出水等)の調査に取り組むとともに、工場・事業所における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用工場、事業所における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

(アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体)

○災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

⑦－(3) 農地等の荒廃による被害の拡大

(食料生産基盤の整備)【再掲】

○食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有している。

耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる恐れがあることから、農地の集積・集約化に向けた、「農地中間管理機構」の活用や、「ほ場整備」の実現を目指し、食料生産基盤の整備促進と安定的かつ効率的な営農を推進する。

(農業水利施設の適切な管理)【再掲】

○町内の農業水利施設の多くは老朽化等による機能低下が進んでいることから、施設の適切な維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

(鳥獣被害防止対策の充実・強化)

○近年、有害鳥獣による農作物への被害が拡大傾向にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、農地の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に向け、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

(農業の担い手確保・育成)

○農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や農業経営の法人化、法人経営に向けた支援を行い、地域営農の組織化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる農業担い手の確保に取り組む。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
新規就農数	20人	25人
認定農業者数	161人	200人

(食料生産基盤の整備)【再掲】

○食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有している。

耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる恐れがあることから、農地の集積・集約化に向けた、「農地中間管理機構」の活用や、「ほ場整備」の実現を目指し、食料生産基盤の整備促進と安定的かつ効率的な営農を推進する。

⑦－(4)風評等による地域経済等への甚大な影響

(風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等)

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響をうけるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報を発信していくとともに、新たな観光資源の開発や観光施設の整備、農業と観光が連携した新たな誘客スポット等を創出して、交流人口・観光人口に対する戦略的・効果的な対策に取り組むとともに、食の高付加価値化や農産物の加工品の販売・消費拡大を図るため、農産物販路拡大及び「6次化商品開発」の支援対策に努め産地ブランド力の向上に取り組む。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
ふるさと産品数	1	7

⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧－(1) 発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化)

○大規模な災害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に關する体制の充実・強化に取り組んでいく。

⑧－(2) 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人的支援の受け入れ)

○町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受け入れ等を円滑に行う体制の整備を進めていく。

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化)【再掲】

○大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村、交流市町村等による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(復旧・復興を担う人材の育成)

○大規模自然災害の発生時において、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化)

○大規模自然災害が発生した場合、ボランティアを必要とする応急対応の内容及び場所の把握に努め、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、矢吹町社会福祉協議会等、関係機関団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図り効率的な活用を図る。

施策に対する数値目標	令和2年度	令和5年度
ボランティアセンター登録者数	249人	300人

⑧ー(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域交通の確保)【再掲】

○鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域交通の維持・確保のための取組を推進する。

(自助・共助の取組促進)【再掲】

○地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

(自主防災組織等の結成及び強化)【再掲】

○地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう町は自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

(地籍調査の推進)

○地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向け、国、県や各関連分野との調整を行い、「国土調査法第19条第5項指定」等の活用も検討しながら地籍調査の推進を図る。

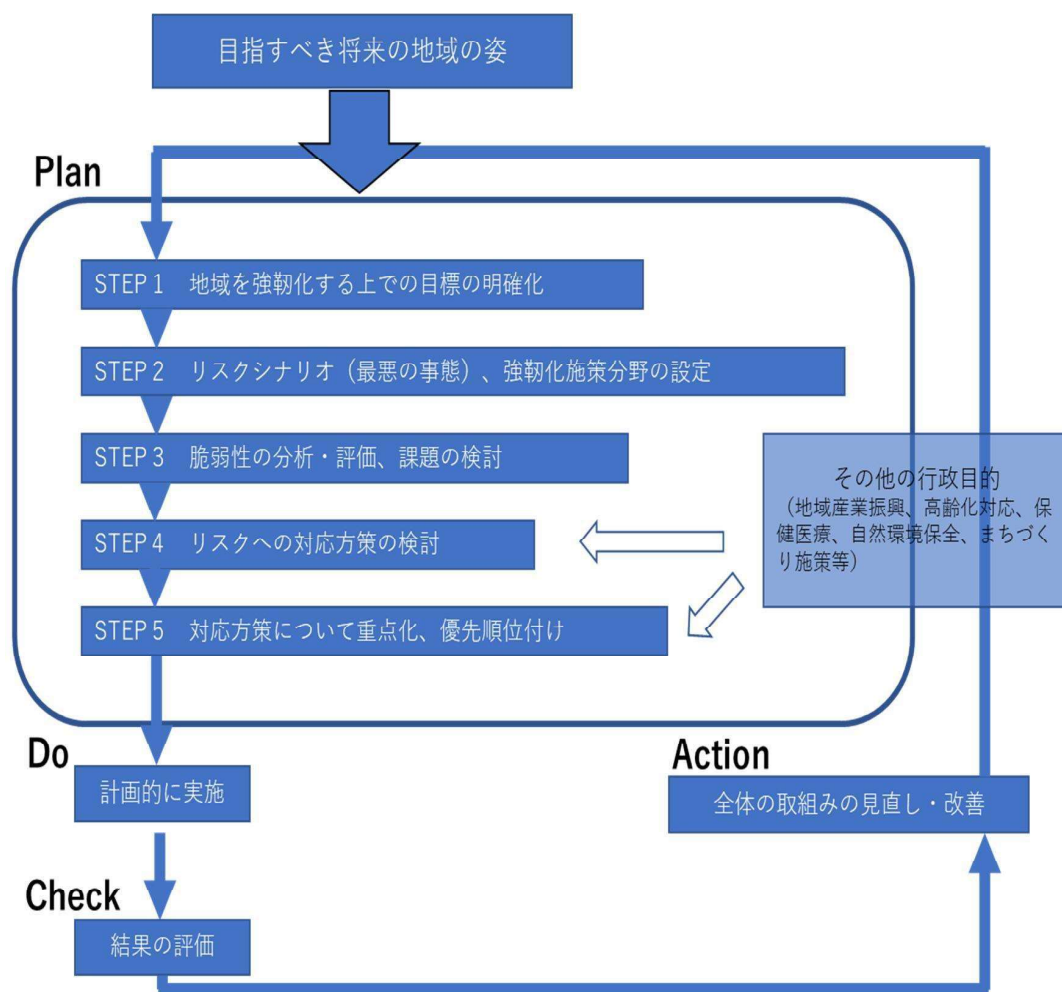
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、課長連絡会議を中心とし、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



矢吹町国土強靱化地域計画

(令和 3 年 3 月)

福島県矢吹町まちづくり推進課

〒969-0296：福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地

電 話： 0248-42-2112

F A X： 0248-42-2138